

参 考

平成28年分所得税及び復興特別所得税に適用される主な項目と金額

1 税率

(1) 所得税（主なもの）

(課税される所得金額に対して)	
195万円未満の金額…………… 5%	900万円以上 1,800万円未満の金額 …… 33%
195万円以上 330万円未満の金額…………… 10%	1,800万円以上 4,000万円未満の金額 …… 40%
330万円以上 695万円未満の金額…………… 20%	4,000万円以上の金額…………… 45%
695万円以上 900万円未満の金額…………… 23%	

(2) 復興特別所得税…………… (基準所得税額に対して) 2.1%

2 所得控除額（主なもの）

雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額 (A) を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① Aの金額－(所得金額の合計額の10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除 額	$\left[\begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補} \\ \text{てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{10万円と「所得金額の合計額の} \\ \text{5\%」のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$ (最高限度額200万円)
社会保険料控除額	支払った又は給与等から控除される社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金(旧第二種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額
生命保険料控除額	次の①、②、③の合計額(最高限度額12万円) ① 一般の生命保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{新生命保険料の計の金額 (A)} \text{を下のA} \\ \text{のiからiiiに当てはめてそのAの金額を} \\ \text{基に計算した金額 (最高4万円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧生命保険料の計の金額 (B)} \text{を下のB} \\ \text{のiからiiiに当てはめてそのBの金額を} \\ \text{基に計算した金額 (最高5万円)} \end{array} \right]$ ※ Aのみ又はAとBの両方の場合最高4万円、Bのみの場合は最高5万円 ② 介護医療保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{介護医療保険料の計の金額 (C)} \text{を下の} \\ \text{Aのiからiiiに当てはめてそのCの金額} \\ \text{を基に計算した金額 (最高4万円)} \end{array} \right]$ ③ 個人年金保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{新個人年金保険料の計の金額 (D)} \text{を下の} \\ \text{Aのiからiiiに当てはめてそのDの金} \\ \text{額を基に計算した金額 (最高4万円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧個人年金保険料の計の金額 (E)} \text{を下の} \\ \text{Bのiからiiiに当てはめてそのEの金} \\ \text{額を基に計算した金額 (最高5万円)} \end{array} \right]$ ※ Dのみ又はDとEの両方の場合最高4万円、Eのみの場合は最高5万円 A 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額 i 20,000円までの場合…………… A又はC又はDの全額 ii 20,000円を超え40,000円までの場合…………… (A又はC又はD)×1/2+10,000円 iii 40,000円を超える場合…………… (A又はC又はD)×1/4+20,000円 B 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額 i 25,000円までの場合…………… E又はDの全額 ii 25,000円を超え50,000円までの場合…………… (E又はD)×1/2+12,500円 iii 50,000円を超える場合…………… (E又はD)×1/4+25,000円
地震保険料控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{損害保険契約等に係る地震保険} \\ \text{料の金額の合計額} \\ \text{(最高5万円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料の金額の合計額 (F)} \\ \text{(Fの金額が10,000円を超える場合はF} \times \text{1/2+5,000円)} \\ \text{(最高15,000円)} \end{array} \right]$ (最高限度額5万円)

寄 附 金 控 除 額	〔「特定寄附金の支出額」と「所得金額の合計額の40%」 のいずれか少ない方の金額〕－2,000円																									
障 害 者 控 除 額	【控除額（1人につき）】 一般の障害者…………… 270,000円 特別障害者…………… 400,000円 同居特別障害者…………… 750,000円																									
寡 婦 ・ 寡 夫 控 除 額	270,000円（特別の寡婦は350,000円）																									
勤 労 学 生 控 除 額	270,000円																									
配 偶 者 控 除 額	一般の控除対象配偶者…………… 380,000円 老人控除対象配偶者…………… 480,000円																									
配偶者特別控除額	生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く。）の所得金額の合計額（繰越損失控除前）（㊿）に基づき、次の表で求めた金額 <table><tr><th>配偶者の㊿の金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>380,000円以下</td><td>0円</td></tr><tr><td>380,001円から399,999円まで</td><td>38万円</td></tr><tr><td>400,000円から449,999円まで</td><td>36万円</td></tr><tr><td>450,000円から499,999円まで</td><td>31万円</td></tr><tr><td>500,000円から549,999円まで</td><td>26万円</td></tr><tr><td>550,000円から599,999円まで</td><td>21万円</td></tr><tr><td>600,000円から649,999円まで</td><td>16万円</td></tr><tr><td>650,000円から699,999円まで</td><td>11万円</td></tr><tr><td>700,000円から749,999円まで</td><td>6万円</td></tr><tr><td>750,000円から759,999円まで</td><td>3万円</td></tr><tr><td>760,000円以上</td><td>0円</td></tr></table>		配偶者の㊿の金額	控除額	380,000円以下	0円	380,001円から399,999円まで	38万円	400,000円から449,999円まで	36万円	450,000円から499,999円まで	31万円	500,000円から549,999円まで	26万円	550,000円から599,999円まで	21万円	600,000円から649,999円まで	16万円	650,000円から699,999円まで	11万円	700,000円から749,999円まで	6万円	750,000円から759,999円まで	3万円	760,000円以上	0円
配偶者の㊿の金額	控除額																									
380,000円以下	0円																									
380,001円から399,999円まで	38万円																									
400,000円から449,999円まで	36万円																									
450,000円から499,999円まで	31万円																									
500,000円から549,999円まで	26万円																									
550,000円から599,999円まで	21万円																									
600,000円から649,999円まで	16万円																									
650,000円から699,999円まで	11万円																									
700,000円から749,999円まで	6万円																									
750,000円から759,999円まで	3万円																									
760,000円以上	0円																									
扶 養 控 除 額	<table><tr><th colspan="2"></th><th>控 除 額</th></tr><tr><td colspan="2">一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族</td><td>380,000円</td></tr><tr><td colspan="2">特 定 扶 養 親 族</td><td>630,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">老 人 扶 養 親 族</td><td>同居老親等以外の人</td><td>480,000円</td></tr><tr><td>同 居 老 親 等</td><td>580,000円</td></tr></table>				控 除 額	一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族		380,000円	特 定 扶 養 親 族		630,000円	老 人 扶 養 親 族	同居老親等以外の人	480,000円	同 居 老 親 等	580,000円										
		控 除 額																								
一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族		380,000円																								
特 定 扶 養 親 族		630,000円																								
老 人 扶 養 親 族	同居老親等以外の人	480,000円																								
	同 居 老 親 等	580,000円																								
基 礎 控 除 額	380,000円																									

3 税額控除額（主なもの）

配 当 控 除 額	① 課税総所得金額等が1千万円以下の場合…………… 次の①と②の合計額 ① 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10% ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5% ② 課税総所得金額等が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額等から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……………次の①と②の合計額 ① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10% ② $\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金} \\ \text{額等から1千万円を控除した金額に相} \\ \text{当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益} \\ \text{の分配に係る配当所得の} \\ \text{金額のうち、(A)以外の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$ ③ 課税総所得金額等が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額等から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合……………次の①と②の合計額
-----------	--

配 当 控 除 額	① $\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額等から1千万円と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、(A)以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$ ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5% ④ 課税総所得金額等が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額等から剰余金の配当等に係る配当所得及び特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合……次の①と②の合計額 ① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5% ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%
(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除額	① 平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合（②を選択する場合を除く。） （居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）住宅の取得が特定取得に該当しないときは、最高2,000万円 ② 平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、①に代えて認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択するとき （居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）住宅の取得が特定取得に該当しないときは、最高3,000万円 ③ 平成25年中に居住の用に供した場合（④を選択する場合を除く。） （居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ④ 平成25年中に居住の用に供した場合に、③に代えて認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択するとき （居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑤ 平成24年中に居住の用に供した場合（⑥を選択する場合を除く。） （居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑥ 平成24年中に居住の用に供した場合に、⑤に代えて認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択するとき （居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑦ 平成23年中に居住の用に供した場合（⑧を選択する場合を除く。） （居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$

(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除額	⑧ 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合(⑨を選択する場合を除く。) (居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑨ 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、⑦又は⑧に代えて認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき (居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑩ 平成20年中に居住の用に供した場合(⑪を選択する場合を除く。) A 居住の用に供した年(1年目)から6年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 7年目から10年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑪ 平成20年中に居住の用に供した場合に、⑩に代えて居住の用に供した年以後15年間の各年について行うことができる住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき A 居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right] \times 0.6\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 11年目から15年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right] \times 0.4\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑫ 平成19年中に居住の用に供した場合(⑬を選択する場合を除く。) A 居住の用に供した年(1年目)から6年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,500万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 7年目から10年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,500万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑬ 平成19年中に居住の用に供した場合に、⑫に代えて居住の用に供した年以後15年間の各年について行うことができる住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき A 居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,500万円)} \end{array} \right] \times 0.6\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 11年目から15年目までの各年 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,500万円)} \end{array} \right] \times 0.4\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
--------------------------------------	--

(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除額	⑭ 家屋について高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をして、平成24年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅借入金等特別控除などの適用に代えて特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択するとき (居住の用に供した年(1年目)から5年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額 (A)} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額 - (A)} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ (注) 住宅の取得等が特定取得に該当しないときは、Aは最高200万円 ⑮ 家屋について断熱改修工事等を含む増改築等をして、平成24年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅借入金等特別控除などの適用に代えて特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択するとき (居住の用に供した年(1年目)から5年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{特定断熱改修住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額 (A)} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{断熱改修住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額 - (A)} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ (注) 住宅の取得等が特定取得に該当しないときは、Aは最高200万円 ⑯ 家屋について多世帯同居改修工事等をして、平成28年4月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅借入金等特別控除などの適用に代えて特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択するとき (居住の用に供した年(1年目)から5年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{特定多世帯同居改} \\ \text{修住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{((A) (最高250万円))} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{多世帯同居改修住宅借入} \\ \text{金等の年末残高の合計額} \\ \text{- (A) (最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑰ 自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった場合、一定の住宅の取得等をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から平成28年12月31日までの間に、自己の居住の用に供した場合に、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除を受けるとき A 平成26年4月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 (居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ C 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年) $\left[\begin{array}{l} \text{再建住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
--------------------------------------	--

政 党 等 寄 附 金 特 別 控 除 額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① $\left[\left(\begin{array}{c} \text{政党等寄附金} \\ \text{の額(注)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 2,000\text{円} - \text{「政党等寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額} \end{array} \right) \right] \times 30\%$ ② 所得税の額の25%相当額 （注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
認定NPO法人等寄附金 特 別 控 除 額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① $\left[\left(\begin{array}{c} \text{認定 NPO 法人等} \\ \text{寄附金の額 (注)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 2,000\text{円} - \text{「認定 NPO法人等寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額} \end{array} \right) \right] \times 40\%$ ② 所得税の額の25%相当額 （注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
公益社団法人等寄附金 特 別 控 除 額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① $\left[\left(\begin{array}{c} \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金の額(注)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 2,000\text{円} - \text{「公益社団法人等寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額} \end{array} \right) \right] \times 40\%$ ② 所得税の額の25%相当額 （注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除 額	平成 28 年中に住宅耐震改修をした場合 $\left(\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の} \\ \text{標準的な費用の額} \\ \text{(特定改修：最高250万円)} \end{array} \right) \times 10\% \rightarrow \left[\begin{array}{c} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）住宅耐震改修に要した費用の額に新消費税等が含まれている場合を示している。
住 宅 特 定 改 修 特 別 税 額 控 除 額	平成 28 年中（下記Cについては平成 28 年 4 月 1 日から）に居住の用に供した場合 $A + B + C \left(\begin{array}{c} \text{最高 70 万円（一般断熱改修工事等に太陽光発電} \\ \text{設備設置工事を含む場合は最高 80 万円）} \end{array} \right)$ $A = \left(\begin{array}{c} \text{高齢者等居住改修工事等の標準的な} \\ \text{費用の額（最高 200 万円）} \end{array} \right) \times 10\% \rightarrow \left[\begin{array}{c} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ $B = \left(\begin{array}{c} \text{一般断熱改修工事等の標準的な費用の額} \\ \text{(最高 250 万円) (太陽光発電設備設置工事を} \\ \text{含む場合は最高 350 万円)} \end{array} \right) \times 10\% \rightarrow \left[\begin{array}{c} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ $C = \left(\begin{array}{c} \text{多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額} \\ \text{(最高 250 万円)} \end{array} \right) \times 10\% \rightarrow \left[\begin{array}{c} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に要した費用の額に新消費税等が含まれる場合を示している。
認 定 住 宅 新 築 等 特 別 税 額 控 除 額	平成 28 年中に居住の用に供した場合 $\left(\begin{array}{c} \text{認定住宅について講じられた構造及び} \\ \text{設備に係る標準的な費用の額} \\ \text{(最高 650 万円)} \end{array} \right) \times 10\% \rightarrow \left[\begin{array}{c} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）認定住宅の新築等に係る対価の額に新消費税等が含まれる場合を示している。